

令和3年度第2回摂津市国民健康保険運営協議会会議録

日時：令和4年2月1日（火）午後2時

場所：摂津市役所301会議室

出席委員

登阪弘、前田幸夫、中出尚、藤崎俊博、石部美代子、大佐古純子、副島久司、和田みやこ、木内博（敬称略）

（事務局）

お待たせいたしました、定刻の2時になりましたので、ただ今から令和3年度第2回摂津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様におかれましては、公私ご多忙のところ、また、新型コロナウイルス感染症拡大が懸念されている状況ではございますが、ご出席賜りましてありがとうございます。加えて、昨年9月の令和3年度第1回運営協議会については、事務局と会長の判断により、書面での開催とさせていただいたことお詫び申し上げますとともに、ご協力に感謝申し上げます。なお、今回の運営協議会は市長からの諮問を伴うこともあり対面での開催とさせていただいておりますこと、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本日は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、窓を常時開けた状態で換気をさせていただきます。また、ご発言される際には挙手いただきましたら係の者がマイクをお持ちしますので、マスクを着用したままでマイクでの発言にご協力をお願い致します。

さて、議事に入らせていただく前に、本日の協議会について、中川委員、石田委員、藤原委員、橋本委員及び宮尾委員から欠席のご連絡を頂いており、定足数に達していることご報告させていただきます。

また、本年度途中より委員1名の変更がございましたので、事務局より報告させていただきます。本日本配りしております委員名簿をご参照ください。被保険者代表の朝倉敏夫様の退任に伴い、令和3年7月1日より摂津市老人クラブ連合会単位クラブ会長藤崎俊博様に新たに被保険者代表の委員として委嘱させていただいております。

では、藤崎委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

（藤崎委員）

<藤崎委員 挨拶>

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、開会にあたりまして、登阪会長から開会のご挨拶をお願いいたします。

(登阪会長)

<登阪会長 挨拶>

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、森山市長よりご挨拶を申し上げます。

(森山市長)

<森山市長 挨拶>

(事務局)

ありがとうございました。

次に、本日の会議の開催通知にもご案内のとおり、市長からの諮問を受けますので、森山市長、登阪会長よろしく申し上げます。

(森山市長)

摂保国第1779号、令和4年2月1日、摂津市国民健康保険運営協議会会長、登阪弘様、摂津市長、森山 一正。

諮問書。国民健康保険料におきましては、平成30年度からの国保の広域化に伴い、大阪府より統一保険料率が示されているところでございます。

本市におきましては、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、激変緩和措置を講じながら法定外繰入等によって生じた大阪府統一保険料率との差額を解消すべく保険料を設定しているところでございます。

また、国民健康保険法の改正に伴い創設されました未就学児に係る均等割保険料の軽減措置につきまして、令和4年度から当該軽減措置を導入したいと考えております。

これらを踏まえて、国民健康保険料の設定に伴う下記の事項についてご答申を賜りたく、貴会の意見を求めます。記、未就学児に係る均等割保険料の軽減措置の導入について。以上、よろしくをお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

なお、市長におかれましては他の公務のためここで退席させていただきます。

それでは、先ほど諮問させていただきました諮問書の写しを、ただ今から皆様にお配りいたします。

続きまして、本年度1回目の顔合わせということもあり、事務局職員の紹介をさせていただきます。

<事務局職員紹介>

(事務局)

議題に入らせていただく前に資料の確認をさせていただきます。まず、本日配布しております①A4縦1枚の「次第」、②令和3年度国民健康保険運営協議会委員名簿、③右上に参考資料2と書かれたA4縦の「令和2年度 摂津市国民健康保険第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の取組状況について(概要)」と題された資料、④右上に参考資料3と書かれたA4横の「産科医療補償制度の改定について(報告)」と題された資料、そして、事前に送付しております冊子「令和3年度第2回摂津市国民健康保険運営協議会」と題した資料、参考資料1及び資料1～3となっております。事前に送付させていただいた資料はご持参いただいておりますでしょうか。もし、不足等ございましたらお席までお持ちしますので挙手していただきますようお願いいたします。

また、本日の議事録署名委員2名についてですが、前田副会長と被保険者を代表する委員の方から1名様をご指名いただきます。

それでは、登阪会長に署名委員のご指名をいただき、以後の進行もお願いをしたいと思います。

登阪会長よろしくをお願いいたします。

(登阪会長)

では始めたいと思います。よろしくお願いいたします。署名委員につきましては、前田副会長及び藤崎委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきますが、市長からの諮問事項につきましては、次第Ⅱでご審議いただくこととします。まずは次第Ⅰ「令和4年度国保市町村標準保険料率の算定結果」につきまして事務局から報告いたします。それでは、事務局から次第Ⅰ「令和4年度国保市町村標準保険料率の算定結果」について報告をお願いしま

す。

(森崎課長)

はい。それでは私の方から、令和4年度国保市町村標準保険料率の本算定結果についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。先ほど、会長、市長からもございましたが、国から示された確定係数等に基づきまして大阪府において、市町村別の事業費納付金の額と保険料必要額の算定が行われ、本年1月7日、金曜日に開催されました大阪府市町村国民健康保険主管課長会議において、市町村標準保険料率の本算定結果が示されましたところでございます。

次第Ⅱでは、摂津市の「令和4年度摂津市国民健康保険料」についてご説明および一部ご審議いただくにあたりまして、その前提となります大阪府の令和4年度国保市町村標準保険料率の算定結果について、まずご説明をさせていただきます。

それではお手元に参考資料1、A4縦の部分と、同じくA4縦で資料1～3をご用意ください。参考資料1は、算定結果の概要をまとめたものですので、実際の大阪府から提示があった資料1～3に基づき、ご説明の方をさせていただきます。

ではまず、右上に2枚目の資料1と書かれた「令和4年度国保市町村標準保険料率の本算定結果について（概要）」をご覧ください。

上段の囲みでございますのが、国から示されました確定係数に基づき算定されました大阪府の市町村標準保険料率、いわゆる大阪府統一保険料率で、医療分・後期分・介護分のそれぞれの保険料率が示されております。

12月の仮算定の結果と比べますと、介護分を除いて、医療分、後期分の全てで引き下げとなっております。理由といたしまして、最終的には、診療報酬改定の影響を受けた確定係数を用いた算定により、保険給付費の増および前期高齢者交付金、介護納付金の影響額および保険料の抑制財源が確定したことによるものであるとのご説明でございました。その下にかっこ書きで参考にあります令和3年度の大阪府統一料率からは、後期分を除いて引き上げとなっており、令和3年度との差を医療・後期・介護分の全体合計で申し上げますと、これは記載がございませんので口頭で申し上げます。所得割が0.03%、均等割額が1,255円の増、平等割額が123円の減となっております。

また、令和3年度の本市の料率との比較で申し上げますと所得割では0.55%、均等割額2,846円、平等割額1,503円の差がまだ生じております。賦課限度額につきましては、令和3年度と変更の方はございません。

保険料水準の増加の要因でございますが、下の囲みでございます【主な変動要因（概

要)】に記載のとおり、令和4年度における70歳以上被保険者数の減少を踏まえての推計、つまり団塊世代の後期高齢者医療制度への移行を加味したものとなっており、その他に前期高齢者交付金の減、保険給付費の増、介護納付金の増が主な要因となっております。一方で、減の要因としては、療養給付費等負担金の増、普通調整交付金の増、また、令和2年度剰余金の活用となっており、差引では、算定上の一人あたり費用で約8,500円の増加となっております。

仮算定結果の説明時では、診療報酬改定の影響を加味した確定係数を用いることにより、若干の変動があること、また保険料抑制財源として未確定であった部分、いわゆる令和2年度の大阪府の国民健康保険特別会計の剰余金が反映されるとのことでしたので、今回の確定係数における本算定結果では、追加で実績分を反映した保険給付費等の推計や保険料抑制の工夫等により最終的には、仮算定時よりも若干のマイナス改定の結果となりました。

続きまして、右上に資料2とあります、市町村別一人あたり保険料比較についてご説明させていただきます。こちらの保険料収納必要額につきましては、法定軽減前の額となっており請求額ベースでの一人あたり保険料の額とは異なるものとなっております。なお、昨年度からの大阪府による激変緩和措置の全面拡大は継続されており、その激変緩和が適用された算定値となっております。一番上が、府内全体・平均で、以下市町村別金額となっております。

まず、大阪府平均でございますが、一番左から順にAが、今回算定されました令和4年度の一人あたり保険料収納必要額、いわゆる本算定結果で147,786円、続いてBの欄142,845円が令和3年度の本算定の結果で、続いてその横A-Bの4,941円が今回の算定結果と令和3年度の一人あたり保険料収納必要額との差額で伸び率では、3.46%となっております。

摂津市でございますが、真ん中より下25番目に記載されております。令和4年度で、155,456円、前年度比較では2.95%、4,460円の増となっております。

令和3年度の本算定結果は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けた低水準の算定結果でございましたが、令和4年度は受診控え等の回復傾向等を加味した例年ベースの伸び率が反映された算定結果となっております。

また、表の横、単純な比較にはなりません、激変緩和措置が全面拡大する前の令和2年度の個別激変緩和後の算定結果との比較で申し上げますと、保険料収納必要額ベースにはなりますが、1,762円、1.12%の減となっております。

令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による医療費の乱高下、

つまり、月ごとに傾向が頻繁に変わる現象が非常事態宣言期間の適用・解除等により起きており、令和4年度においても、現在の状況を鑑みると医療費の動向は極めて不透明な中での算定であることはご了承願いたいと存じます。数字ばかりの説明となりましたが、いずれにしましても、大阪府で一つの国保を運営するにあたり、摂津市として割り当てられた一人あたりの平均での保険料収納必要額というものが、この額となっております。

最後に資料3をご用意ください。令和4年度の事業費納付金の本算定結果（概要）についてでございます。上の囲みにあります主な変動要因につきましては、先ほど資料1でご説明したものでございますので割愛させていただきます。

次に、囲みの下、被保険者数でございますが、少子高齢化の影響により、被保険者数全体としては、減少傾向にある中で、70歳以上の被保険者数は増加傾向を示しておりましたが、令和4年から団塊世代である1947年生まれの方々が、順次、後期高齢者医療制度に移行することもあり、全世代において被保険者数が減少する傾向となります。では、裏面の方をご覧ください。保険給付費についてでございます。こちらについては、これまでと少し傾向が変わってきております。これまでは、70歳以上の総診療費が全体の40%を超える割合を示しており、一人当たり診療費の増加要因となっております。しかしながら、少し細かいグラフにはなっておりますが、コロナ禍からの受診控えの回復傾向等において各年代別で傾向にやや違いがあり、特に70歳未満で高い伸び率を示しているのに対して、70歳以上の区分ではやや減少傾向が見受けられます。

診療費総額としては、これは、あくまでも推計値ではありますが、70歳未満で前年度比0.5%の増、70歳以上では6.2%の減少となっております。次のページの総診療費と被保険者数の推移のグラフもご参照ください。

次に、その下の【国の推計方法ツールの活用】についてでございますが、国の推計ツールを基に過去2年間の伸び率により推計する方法が採用されており、算定の結果、令和4年度一人あたり保険給付費は前年度の算定値より約2.4%増の34万6956円となっております。次のページ、裏面をご覧ください。

大阪府におけるコロナ禍前の5年間、平成26年～令和2年の一人あたり診療費の伸び率の傾向は、概ね全国的な伸び率と同傾向を示しております。

次に後期高齢者支援金および介護納付金につきましては、後期高齢者支援金は高齢化の進展、団塊世代の移行、介護納付金においても全国的に介護給付費が増加傾向にあることからいずれも増額となっております。

大阪府の今後の対応方針につきましては、引き続き、被保険者への負担軽減のために、

国に対する必要な財源・公費の拡充を求めるとともに、今後も医療費の増加が見込まれることから、特定健診・特定保健指導の実施率の向上や健康づくり・医療費の適正化の取組み、府全体として予防・健康づくり支援交付金の獲得につながるように市町村とともに進めていく方針です。また、国保特別会計のあり方や1人当たり保険料額の上昇抑制策などを広域化調整会議等の場で検討していく予定となっております。

以上で、令和4年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果についての説明とさせていただきます。

(登阪会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より、次第I「令和4年度国保市町村標準保険料率の算定結果について」の報告がありました。それでは何か、ご質問ございませんでしょうか。ないようでしたら、私の方から1つだけお尋ねします。先ほど少し傾向が変わってきたというか、なかなかこれ分析が難しいところだと思うんですけども、1人当たりの診療費で70歳未満の方の診療費が増加しているという話があったと思うんですけども、その辺りはどうなんでしょうか？

(森崎課長)

はい。確かにこちらの方、分析がすごく難しいんですが、傾向としては、実際、推計値で出ております。70歳未満の方で伸びており、逆に70歳以上の方では、やや減少傾向があると。これを後期高齢者でも見てみました。75歳以上ではどうかと。こちらもやや減少傾向がありまして、70歳未満の方がコロナ禍での反動が大きい。70歳以上の方ではやや少ないという傾向がございます。もちろん、コロナ加算の影響であったり、全体の傾向としては、医療の高度化、高額医薬品の保険適用などが引き続き、要因として考えられるものの、コロナの影響というものが、見通しがつきにくい、というのが現状でございます。

(登阪会長)

なかなか難しいですね。ほか、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。この案件につきましての審議は終了したいと思いますけれども、いかがでしょうか。異議なしということだと思いますので、次に進めさせていただきます。

続きまして、次第II「令和4年度摂津市国民健康保険料について」事務局よりご説明をお願いします。

(森崎課長)

はい。それでは、続きまして次第Ⅱ「令和4年度摂津市国民健康保険料について」及び諮問事項である未就学児に係る均等割保険料の軽減措置の導入についての説明をさせていただきます。お手元に事前に配布しておりますA4横の資料の5ページをご覧ください。

ここでは、令和4年度保険料の設定に伴う本市の激変緩和措置を含めて、先ほどの市長からの諮問書に記載しております未就学児に係る均等割保険料軽減措置についてのご説明をさせていただきます。

広域化5年目となる令和4年度の本市の保険料設定におきましては、先ほどもご説明させていただいたとおり、大阪府による算定結果は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていた前年度の低水準の保険料からは、受診控え等の回復傾向を加味したプラス改定となっております。繰り返しにはなりますが、前期高齢者交付金の減や保険給付費等の自然増などにより保険料の減要因よりも増の要因が上回ったことによるものでございます。

令和3年度保険料においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下にある社会情勢も鑑みて保険料・料率を設定しましたが、本市の保険料と府より示された保険料にはまだまだ乖離があり、その乖離を段階的に解消していく保険料設定が本来の形となります。5ページについては、市の激変緩和措置、府内保険料率と本市保険料の差額の解消についての考え方、令和4年度の算定における状況について記載しております。

それでは、本市としての令和4年度の保険料設定に伴う激変緩和措置について、ご説明をさせていただきます。

先ほどから激変緩和措置という表現を何度も繰り返し使っておりますが、改めてその意味を確認させていただきます。資料5ページにありますように、激変緩和措置とは「保険料が急激に増加することのないよう財源(公費)を投入して保険料の抑制を行い、段階的に保険料を改定すること」を指しております。本市においては、大阪府国民健康保険運営方針に基づいて、激変緩和措置を講じながら、平成30年度から6年間で府内統一保険料に合わせていくこととしております。

本市の保険料においては、広域化前より市の財源、いわゆる法定外の繰入を含みますが、財源を投入して保険料の抑制をおこなってきました。しかしながら、将来的に持続可能な医療保険制度の構築のため、平成30年度からの広域化においては国からさらなる公費の拡充、約1,700億円が投入されるなど、国保財政の健全化が図られており、市

町村においてもその動きを鈍化させることなく、法定外繰入などの実質的な赤字に繋がる財政運営を改めていく必要がございます。

資料は5ページ中段以降をご覧ください。現在、府内統一保険料と本市の現在の保険料との間に一定の乖離、差額が生じています。この差額を段階的に解消することで、3年後の府内統一保険料に合わせていくことができます。その一方で先ほどご説明させていただきましたが、被保険者数の推移や高齢者の割合による医療費の増加など、差額とは別に毎年度増加するいわゆる自然増という考え方があります。自然増は、広域化による影響ではなく、仮に市町村単位で運営を行っても起こり得るものであることから、段階的ではなく、毎年自然増分については保険料を改定する必要があります。

それでは、本市の激変緩和措置の考え方を基本としつつ、また昨年度の対応も踏まえて、資料は6ページをご覧ください。

令和4年度の激変緩和措置につきましては、結論から申し上げますとパターンA～Dがございますが、パターンBとなります。パターンBは先ほどの説明の基本的な改定の考え方を踏まえた、本来段階的に解消すべき差額を2分割した階段を1段階登る改定を行うものでございます。これは、残り3年のうち、市として改定に関与できる機会は、今回の令和3年度から4年度の改定と令和4年度から令和5年度の改定の2回しかないことによるものです。令和5年度から6年度の改定は自動的に府内統一保険料に改定されますので、最終の階段をできる限り緩やかに登るために今回の改定を行います。

続きまして、諮問事項である未就学児に係る均等割保険料の軽減についてのご説明をさせていただきます。資料は7ページと8ページをご覧ください。こちらはこれまでのいわゆる7・5・2割の法定軽減に加えて、新たに子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から法令改正が行われ、国・地方の取組みとして未就学児に係る均等割保険料を軽減するものでございます。7ページの最下部に記載のとおり、軽減の割合は5割となります。かねてより、国府要望してきたことがようやく実を結んだ形となり、子育て世帯への負担軽減が図られます。

令和4年4月1日から改正国保法において、当該軽減措置においては、「条例で定めるところにより行う」とあることから、本市の国保条例についても必要な改正を行うものでございます。8ページに未就学児に係る均等割軽減措置のイメージをお示ししております。資料にお示ししているとおり、本市における対象者は約500人程度と見込んでおり、市の負担割合は4分の1で、全体的な影響額は600万円程度であると推計しております。

仮に7割軽減の法定軽減がかかる世帯であっても、未就学児の均等割軽減に該当して

おれば、残りの3割の半分、つまり1.5割も軽減する仕組みとなっており、合計で8.5割の軽減となることから、より一層の負担軽減が図られる仕組みとなっております。以上で、令和4年度における本市の保険料の激変緩和措置および諮問事項の未就学児に係る均等割軽減についての説明とさせていただきます。

(登阪会長)

はい。ありがとうございます。ただいま事務局より令和4年度摂津市国民健康保険料及び諮問事項である未就学児に係る均等割保険料の軽減措置の導入についての説明がありました。それでは何かありましたらご質問をお願いします。

(委員)

まず1つ目の保険料の改定については、賛成といいますか、今やっておかないと、さっき説明にあったようにあと3年しかない中で、あと2回しか機会がない中であっては必須となってくるのかなど。昨年の2月の会議では、昨年は改定を見送られたということがあって大丈夫かと危惧していたのですが、昨年は医療費の自然増が発生しなかったということもあったので、去年はやむを得ないかと思いましたが、今年は医療費も増え、あるべき保険料も増やさないといけないということもあって、しんどい状況にありますけど、あと2回、ここは胸突き八丁と言うとおかしいですけども、やらないといけないと思います。もう1つは先ほどの市長から出されました諮問事項ですけども、未就学児の均等割の軽減措置の財源が、600万いるということで、この表を見ますと新たな公費による軽減部分と書いておりこれは公費、いわゆる税金で軽減措置を実施するものなのか確認させていただきたい。要するに、保険料を使って軽減するのか、税金の方で軽減するのかを教えてください。あとは意見ですが市で子どもの医療費助成を手厚くされておられ、これは国保に限った話ではないですが、かなりの医療費への影響もあるのではないかなと思います。かなり前ですが、財政的な問題があって、三田市では子どもの医療費の無料を改めたというようなことがあります。未就学児の保険料を安くする軽減措置を入れ医療費も無料ということで、ダブルでかなり優遇されてると思うのですが、今後の見通しを教えてください。以上です。

(森崎課長)

ありがとうございます。1つ目の保険料の激変緩和措置へのご意見、ありがとうございます。本市の方も引き続き、動向を見ながら、激変緩和措置の階段を上がって参りた

いと考えております。

2つ目のご質問とご意見でございますが、少し補足しますと、財政影響が600万円と申し上げました。現実には、1200万円で、その5割軽減をする財源が600万円ありますよと。その中でその割合が、国が2分の1、大阪府が4分の1、市が4分の1ということで、この4分の1の財源は市の一般会計からの繰出しになりますので、150万円程度が増の要因となります。

また、最後にご意見いただきました子ども医療費の部分に関しては、国保以外の部分に関係するところがございますが、非常に難しいんですが、この府内市町村でそういった傾向が一定ある中で、医療費のわずかな部分ではございますが、当然、増の要因にも繋がっているかと。国保に関して言いますと、令和6年度で様々なものが統一されます。例えば、少し子どもの医療費からは離れますが、精神・結核等の給付というのも大阪府はしておりますが、これも一定、整理をしていくといったところがございますので、令和6年度に向けて、そういった部分の意見であったり検討がなされればというのが正直な感想でございます。少し答えになっていないかもしれませんが、よろしく願いいたします。

(登阪会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

けっこうです。

(登阪会長)

ほかにございませんか。

今、委員の方から残される2年間の中で当初の基本方針どおりに進めていくことで賛成という意見をいただいたんですけども、府下の実態、状況というのは、当然皆さんそれに向けて努力をされているということなんだろうけども、どんな感じなんだろうかと。把握されておられますか。

(森崎課長)

はい。令和4年度の予定まで含めてではございませんが、令和3年度において、府内43市町村のうち、13市町村が既に統一料率にもう設定をしております。北摂では2市

町、池田市と島本町が既に統一保険料に合わせております。また、令和4年度においては、箕面市の方が2年早く統一すると聞いておりますので、府内でも、順次統一に向けた動きが活性化しているのが一定、事実でございます。

(登阪会長)

ありがとうございます。ほかに質問ございませんか。よろしいでしょうか。今回、この未就学児の方は諮問事項になっておりますので、今回の諮問事項につきましては、「未就学児に係る均等割保険料の軽減措置の導入について」ということでございますけれども、この諮問につきましては、了とすることでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(登阪会長)

よろしいでしょうか。異議なしということでいただきましたので、答申の文案につきましては会長及び副会長の方に一任させていただいてもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(登阪会長)

ありがとうございます。では、答申の手続きにつきましては、事務局と調整して進めてまいります。

それでは、この諮問案件につきましては、審議は終了といたします。

続きまして、次第Ⅲ「令和4年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算(案)」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(森崎課長)

はい。では、次第Ⅲの説明に入る前に、事前配布資料では算定中となっておりました、令和4年度保険料率案について、追加の資料を配布します。しばらくお待ちください。よろしいでしょうか。それでは、次第Ⅲの方は、資料は、A4横の9ページからとなります。

令和4年度におきましては、先ほどの諮問事項にありました「未就学児に係る均等割軽減措置」については予算規模に大きな影響を与えるものではなく、また市町村の予算編成の考え方については、昨年度と大きな変更点はございません。

それでは、資料は10ページをご覧ください。

まず、左側の歳入でございますが、国民健康保険料は、18億6,830万1千円、府支出金は66億4,456万8千円、繰入金は8億2,199万5千円、諸収入等は2,380万8千円、合計93億5,867万2千円となっております。諸収入については、雑入のほかに延滞金や手数料、本市の財政調整基金の利子などが含まれております。また、繰入金のうち、令和4年度においては1,000万円を本市の財政調整基金から繰入を行います。

続きまして右側の歳出でございます。

総務費は1億6,270万5千円、保険給付費、主に医療費でございますが、65億2,659万6千円、国民健康保険事業費納付金、大阪府へのいわゆる上納金は25億9,019万8千円、保健事業費は7,016万4千円、諸支出金・基金積立金等は900万9千円、合計、歳入同額の93億5,867万2千円となっております。

それでは、次の資料の11,12ページをご覧ください。こちらでは、歳入・歳出の詳細と前年度との比較および増減率を示しております。大きな変動が生じている科目につきましては、備考欄に理由等をお示ししております。11ページの歳入で申し上げますと、上から4段目から6段目の特別交付金の各項目で減額となっております。保険者努力支援分の評価基準や特別調整交付金の交付基準などの変更を想定して減額予算としております。府繰入金については、歳出のほうでご説明をします。また、軽微とはいえ、被保険者数の減少も予算規模の減少の要因として考えられます。下から2段目の基金繰入金については、本市における激変緩和措置に対応する財源で統一保険料に近づくことにより投入する必要な財源は年々減少していくことによるものでございます。

12ページの歳出においては、高額療養費や出産育児諸費の減少幅がやや大きくなっております。いずれも被保険者数の減少やコロナ禍が要因となっておりますが、高額薬価の新薬の承認の可能性もあることから、その動向については注視していきたいと考えております。なお、保健事業費においては、後ほど説明・報告させていただきますが、令和元年度から3か年にわたって実施してきました服薬適正化推進事業が終了することによる減額でございます。先ほどの府繰入金と相関関係にございます。諸支出金等の大幅な減額については、令和2年度に国が制度設計したいわゆるコロナ減免により過年度保険料還付金が発生しておりました。令和4年度においてはその規模が縮小すること

が見込まれているため、減額となっております。

歳入・歳出合計で昨年度と比較すると増減率はマイナスの3.49%となっており、歳出で最も大きな割合を占める保険給付費、いわゆる医療費に係る部分が前年度比で4.65%ほど減になっていることが主な要因となっており、被保険者数の減少と団塊世代の後期高齢者医療制度への移行による保険給付費総額への影響が伺えます。

続きまして、令和4年度摂津市国民健康保険料率（案）についてご説明をさせていただきます。資料は13、14ページおよび先ほど配布しましたA4横の保険料率の案をご覧ください。

13ページの令和4年度大阪府統一保険料率は、国から示された確定係数に基づき算定された保険料率となります。府内全体で必要な事業費納付金額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分しており、市町村ごとの医療費水準は反映しておりません。なお、令和4年度も令和3年度に引き続き、これまでの個別の激変緩和措置ではなく、府内市町村に激変緩和措置を全面拡大して適用しており、大阪府による保険料の抑制も行われております。

13ページの大阪府統一保険料率に令和4年度の本市の保険料設定に伴う市独自の激変緩和措置を反映させた保険料率が14ページもしくは本日お配りしております令和4年度摂津市保険料率の案となります。

こちらの方では、保険料の内、医療分について所得割は8.44%、均等割は31,038円、平等割は31,302円、後期支援金分については所得割は2.66%、均等割は9,426円、平等割は9,500円。介護納付金分については、所得割は2.48%、均等割は18,306円、全体としまして、所得割13.58%、均等割は58,770円、平等割は40,802円となっております。

なお、保険料における後期支援金分および介護納付金分は既に府内統一保険料率と同値、同じ値としており、残っているのは、医療給付費分に対してのみ、保険料抑制財源を投入しています。財源については、14ページの上段に記載のとおり、府支出金と、本市の財政調整基金を充てており、令和4年度の保険料においても一般会計からの法定外繰入は投入しておりません。

以上で、令和4年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）および保険料率（案）についての説明とさせていただきます。

（畑原課長代理）

引き続きまして、次第Ⅲの3、保健事業の取組みについて、私の方からご説明させて

いただきます。着座にて失礼いたします。

資料は続きましての 15 ページからになります。

令和 4 年度の保健事業としましては、基本的には令和 3 年度で実施している内容を継続実施する形を基本に考えております。

まず、特定健診及び特定保健指導の実施状況についてでございます。

資料は 15 ページをご覧ください。こちらでは、特定健診の実施状況として、直近 5 年間の受診者数及び受診率を示しております。書面開催でした前回の会議資料においては、令和 2 年度の特定健診受診率の暫定数値として 23.9%とご報告させていただいておりましたけれども、最終的な法定報告値としては一定上昇し、25.9%となっております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2 年の 4 月・5 月が緊急事態宣言により健診そのものが中止になったことなどもございまして、令和元年度からは大きく受診率が低下となっております。今年度、令和 3 年度におきましては、未受診者対策として年間を通じてコールセンターから受診勧奨の連絡を入れる取組を実施するとともに、新たに人工知能 AI とナッジ理論を活用した勧奨ハガキの送付を行っております。こちらの内容を具体的に申し上げますと、過去の受診歴などのデータを AI が分析し、心配性の方であったり、頑張り屋の方、甘えん坊の方などにグルーピングされた層に、ナッジ理論を活用した、その方が受診行動に移すきっかけとなるような効果的なメッセージを受診ハガキで訴求する取組となっております。これらは 8 月と 11 月にそれぞれ 5 0 0 0 通程度送付を行っております。合わせて、職場で健康診断を受けた方にデータ提供を呼び掛ける取組、それから特定健診の受診とみなすことができます人間ドック助成制度の周知を引き続き行ってまいります。最後にですね、令和元年度に試行実施し、令和 2 年度からは未受診者対策として経常的に実施していく予定としていたものの、令和 2 年度につきましてはコロナの影響で見送りとなった出張特定健診を今月の 19 日、20 日で新鳥飼公民館、別府コミュニティセンターで実施予定としております。来年度、令和 4 年度についても、さまざまなアプローチを行い、受診率の向上に努めてまいります。続きまして、特定保健指導の実施状況についてでございます。資料は 16 ページをご覧ください。先ほどの特定健診の実施状況と同様に、直近 5 年間の特定保健指導の受診者数と実施率を示しております。こちらにつきましては、第 1 回会議において、暫定数値として 62.6%とご報告をさせていただきましたが、最終的な法定報告値としては、こちらでも一定上昇し 69.8%となっております。コロナ禍ではございましたけれども、保健指導そのものはコロナ対策を講じた上で電話やメール等も活用しながら実施することで、対象者自体はやはり健診の受診者の減少で減ってはいるものの、保健指導を実施した人

数としては令和元年度とほぼ横ばいであったということから、実施率としては上昇する結果となっております。今年度、令和3年度におきましても、保健センターの集団健診時に特定保健指導に該当する方に対し、初回面談、プレ指導を実施しており、令和4年度においても、引き続き、実施率の向上に向けて取り組んでまいります。

続きまして、本日お配りしております参考資料の2、こちらをご覧いただきたいと思っております。A4縦の裏表の「令和2年度摂津市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の取組状況について（概要）」の資料です。こちらをご覧いただきたいと思っております。

こちらの資料についてはですね、概要ということで、内容が未確定の部分もあり、まだ精査中ということでございます。現時点ではあくまで参考ということでお聞きいただければと思います。

データヘルス計画につきましてはですね、令和2年度に計面前半の中間評価を実施しまして、今年度、令和3年度の上半期にはですね、市全体の計画である行政経営戦略、並びに上位計画である「健康せつつ21」との整合性を図りつつ、中間評価結果を踏まえて進捗管理用の評価シートを作成し、今回、令和2年度実績をベースに主要10事業ほかの取組状況をまとめさせていただいております。一番上の段にはですね、国民健康保険被保険者の健康増進ということで、国民健康保険の保健事業全体に関わる指標としては、やはり特定健診受診率だろうということで、中心的な指標としてこちらを設定させていただいております。

その下にですね、各事業の取組状況を載せておりますけれども、国保年金課が主体となっていてのものについて説明をさせていただきたいと思っております。

一つ目の特定健診未受診者対策、それから二つ目の特定保健指導、未利用者対策事業につきましてはですね、先ほどの本体資料で説明させていただいた内容と重複する部分が多いので省略の方をさせていただきたいと思っております。

三つ目の若年者健診・保健指導（早期介入保健指導事業）でございますけれども、こちらはですね、特定健診同様に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響はありましたけれども、もともと受診率が39歳以下、若年については低いということもありまして、結果としてはですね、令和元年度と同様の4.1%という受診率になっております。こちらはですね、毎年、30代の方に対して、未受診者勧奨ハガキの方を送付しておりますので、継続してまいりたいと思っております。また、国保運営協議会においてですね、報告の方をいつもさせていただいておりますスマホでドック事業ですね、こちらも若年者を対象に実施の方をしておりますけれども、令和2年度については、これまでで一番高い

16. 7%の申込率となっております、こちらですね、経年での分析を引き続き行ってまいります。

それから4つ目の非肥満高血圧高値者・血糖高値者受診勧奨推進事業というのがございます。こちらにつきましてもですね、対象者の82.1%が結果として、医療機関を受診されているという確認ができております。引き続き、リーフレットの配布等により受診勧奨を進めてまいります。

それから裏面ですね、7番目、7つ目に糖尿病性腎症重症化予防事業というのがございます。こちらは2年目以降については栄養指導ということで、フォローアップの事業とセットになっておるものでございます。こちらはですね、保健指導については令和2年度10名の方に対し、それからフォローアップの栄養指導については11名の方に実施をさせていただくとともに、新たなポピュレーションアプローチとしまして、病院の受診データは無いんだけど健診データはあるという方、治療を中断されているという方で過去のレセプトデータはある方、そういった方149名の方に対して、医療機関への受診勧奨の案内の送付を行ったところ、17名の方が最終的に受診をされたという、そういった取組も行っております。また、本体の保健指導では、新規の人工透析移行者がゼロを達成しており、今後も継続してまいりたいと思います。また、今年度、令和3年度からはですね、保健指導の業務については保健センターに委託を行うことによりまして、これまで以上にかかりつけ医との連携強化を図れるよう、体制強化を図っているところでございます。

それから10番目ですね、医療費通知及びジェネリック医薬品の差額通知事業についてでございます。医療費通知につきましては、これまでの偶数月から大阪府の共通基準であります奇数月の発送というのに合わせるため、令和2年度につきましては7回の発送によって調整を図っております、令和3年度、今年度については、奇数月発送に切り替わっております。また、ジェネリック医薬品については、利用率が80.2%ということで、国の目標数値80%を達成することができております。医療費通知、ジェネリック医薬品の差額通知いずれも、被保険者の方の健康意識を高めていただく、そういった趣旨でやっておりますので、引き続き実施をしております。

次にですね、主要10事業以外にですね、中間評価結果を踏まえて、今後取り組んでいく必要がある取組として「その他の保健事業」として2つの取組を入れさせていただいております。まずはですね、1つ目の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」についてでございます。こちらはですね、高齢化の進展がございまして、高齢者の心身の多様な課題に対応しきめ細やかな支援を実施するために、国保・後期の保健事業、それ

から、介護保険の介護予防事業を結び付けて、市町村でデータ分析・活用、事業のコーディネートを行っていくものでございます。関係課で取り組んでいくところでございますけれども、国保年金課としましては、令和2年度において、後期高齢者医療と同額の人間ドック助成の上限額を26000円に見直すといったことで、まずは国保と後期の円滑な保健事業の接続、こちらを図っているところでございます。また、介護予防と保健事業の一体的実施につきましては、関係各課で実施に向けた検討を行い、先行他市の情報収集等に努めているところでございます。

最後に、服薬適正化推進事業でございます。こちらは令和元年度から、「せつつ服薬適正化プロジェクト」と題し、3か年計画で摂津市薬剤師会との連携のもと実施しているもので、令和2年度につきましては、2年目として、長期服薬の医薬品数の減少、0.4種類の減少に繋がったり、また、重複服薬の該当者割合の減少（2.9%の減）といった効果が出ているところです。今年度の令和3年度については、最終年度として取り組んでいるところでございまして、先ほど予算の中でも説明させていただいたとおり、このプロジェクトについては、令和3年度で一旦終わるというところですが、令和4年度以降についてはですね、KDBシステムというのがございまして、そちらからですね、被保険者の方の服薬情報を抽出して、例えば多剤服薬されている方に対しては引き続き、薬剤師会との連携のもと、薬局へ行っていただくような、そういった相談勧奨を実施してまいりたいと考えております。

冒頭申しましたとおり、この第2期データヘルス計画の進捗管理の評価シートについては、現在、とりまとめ中でございますので、今後固まり次第、市のホームページに公表してまいりたいと思います。

以上で、保健事業の取組についての説明を終わらせていただきます。

（登阪会長）

ありがとうございました。ただいま事務局より「令和4年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）」について説明がありました。何か質問がございましたらお願いします。

（委員）

予算のところでちょっとご質問させていただきたいと思うんですけれども、令和4年度歳入科目別詳細、歳入の一般会計繰入金が令和3年度と比べては減りますけれども、2億3252万5千円という計上になっていますが、過去の決算の報告では、いわゆる

法定外繰入が例えば令和元年度では 300 万、令和 2 年度も 53 万円ぐらいだったかと。これを見ると全然桁が違うが、予算上の調整と見ていいのでしょうか。それとも法定外繰入以外の一般会計からの繰入金があるのでしょうか。

(森崎課長)

ありがとうございます。ご質問のとおり、繰入金に関しては法定内と法定外の部分がございます。こちらの方に計上しているほとんどが法定内の必要な経費として法定で定められているものを繰入れしているものでございます。今、委員がおっしゃっている 300 万であったり、50 何万っていう法定外繰入の部分に関しましては、本市がまだ継続しております市独自の保険料減免に対する財源、及び市独自の一部負担金減免に対する財源を法定外として繰り入れてる結果、そのような、端数のような数字が残っております。これも先ほど申し上げました、令和 6 年度の統一に向けて一定の解消を目指しており、6 年度以降は、法定外繰入が完全に 0 になるような方向で現在、国保の健全化を図っているところでございます。以上です。

(委員)

よくわかりました。あともう 1 点、全然違うことなんですけども、保健事業のところなんですけども、特定健診の受診率の問題ね、令和 2 年度は、受診控えといいますか、コロナで健診受けた方が少なかったということで、下がったというのほどこでも、まあうちもそうなんですけども、その中で、人間ドックとか職場健診の受診者の方もこの数字に入ってきてるかと思うんですが、自発的か、こちらから勧奨されたかはわからないんですけれども、職場健診の健診結果を、本人さんから国保年金課さんが入手して、それを特定健診の受診結果とされてると思うんですが、その分について、例えば提供してくれた人に、例えば図書カードなどインセンティブとして何か差し上げるとかされてますか。

(畑原課長代理)

ありがとうございます。委員からご質問ありました職場健診のデータにつきましては、まず最初のとっかかりとしましては、特定健診を受けておられない方に対して、コールセンターから今年受けられますかとお電話差し上げたときに、職場で受けてるから今年はいらないよといった場合に、その職場で受けられたデータをご提供いただけませんかということで、了承をいただいた方に対して、依頼の方を送らせていただいております。

ります。その際に携帯電話の画面を拭くような、モバイルクリーナーであったりとか、そういった粗品をプレゼントとしてお配りさせていただいております。なかなかその部分でじゃあ提供しようかと、どこまでインセンティブの効果があるかは分からないのですが、一応そういう形で何もお渡ししてないということではなく、簡単な粗品はプレゼントさせていただいております。

被保険者の方にとっては、それよりも、仮に、職場健診データを提供いただいて、実はその結果から保健指導が必要だといった場合は、そのデータを市の保健師等が確認させていただいて、必要に応じて保健師の方から保健指導ということで連絡をさせていただいたり、もしくは特定保健指導という形で保健センターの方から連絡をさせていただいたり、そういった健診の結果を受けた保健指導が場合によっては受けられる可能性があるということこそある意味ではインセンティブの部分になっているのではないかと思っております。以上でございます。

(委員)

ありがとうございました。

(登阪会長)

ほかにご覧いませんか。よろしいですか。それではご質問がないようでしたらこの案件につきまして審議を終了したいと思いますですがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それではこの案件につきましては審議を終了いたします。

以上をもちまして、全ての案件に対して審議が終了いたしました。

委員の皆さま、全体をとおして何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは特に無いようでございますので、事務局から何かあればお願いします。

(事務局)

それではここで「産科医療補償制度の改定について」ご報告をさせていただきます。資料は参考資料3をご覧ください。着座にて失礼いたします。

前回の書面開催による第1回の会議の資料でも取り上げさせていただきましたが、産科医療補償制度の改定がございまして、令和3年第4回市議会定例会において、条例改正案を上程し、了承されましたので、この度、ご報告させていただくものでございます。

産科医療補償制度については、分娩に関連して発症した重度脳性まひの子どもと家族

の経済的負担を軽減するために設けられているもので、出産育児一時金の中に掛金相当額が規定されています。今回、出産育児一時金42万円のうち、掛金相当額の16,000円が12,000円に変更となり、掛金を除く本体の一時金部分も40万4000円から40万8000円に変更となる、つまり42万円が維持される改正でございました。これは本年1月1日以降の分娩から適用されております。以上でご報告とさせていただきます。

(登阪会長)

これは報告事項ということでよろしいですね。

はい、続きまして事務局からお願いします。

(事務局)

それでは、事務局からの連絡事項をさせていただきます。第2回運営協議会につきましてもこれまでどおり資料及び会議録を、後日ホームページにて公開させていただきます。また、署名委員の方々につきましては、後日ご協力をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは最後に、保健福祉部長の野村より皆さまに一言ご挨拶申し上げます。

(野村保健福祉部長)

<野村保健福祉部長 挨拶>

(登阪会長)

ありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和3年度第2回摂津市国民健康保険運営協議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。

以上